

ブロック塀等改善事業のご案内

—安全な歩行空間を目指して—

地震などによるブロック塀等の倒壊を防止し、歩行者の安全性を確保するため、道路等に面する危険なブロック塀等の改善工事に要する費用を補助します。

1 補助制度の対象

- 道路等^{※1}に面する高さ1 m以上のブロック塀等^{※2}で、地震時に倒壊するおそれのあるもの^{※3}

※1 「道路等」とは、避難場所等に通ずる道路等で以下のものをいいます。

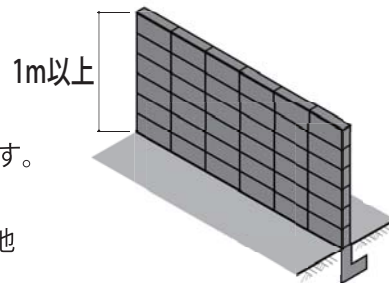
- ・道路法による道路
- ・建築基準法第42条に規定する道路又は第43条第2項に基づく空地
- ・その他これらに類するもので市長が認めるもの

※2 「ブロック塀等」とは、コンクリートブロック塀、コンクリート製の塀、石積塀、万年塀その他これらに類する塀

※3 事前相談を受けた後、市職員又は市が委託する専門家が現地を調査し判定。

- 補助金を申請できる方 ブロック塀等の所有者又は管理者^{※4}

※4 「身近なまちの防災施設整備事業」又は「狭あい道路拡幅整備事業」の対象となる場合は、「ブロック塀等改善事業」を利用できません。



2 補助対象となる工事

- 除却 道路等に面するブロック塀等を、原則全て除却する工事

- 新設 ブロック塀等の除却とセットで行う、軽量なフェンス等^{※5}※6^{※7}
又は生垣の新設工事

※5 「軽量なフェンス等」とは、ネットフェンス、アルミフェンス、その他これらに類する塀。

※6 補助対象となる軽量なフェンス等には、基礎の高さ等の条件があります。

※7 幅員が4 m未満の道路等の場合、軽量なフェンス等又は門の新設にあたり、道路等の中心から2 m以上後退が必要なことがあります。

3 補助額

補助率・長さ等により補助額が決まります。（下表参照）

ブロック塀等の除却工事	軽量なフェンス等の新設工事
補助対象となる工事費×9/10 又は 長さ×9,000円/m	補助対象となる工事費×1/2 又は （基礎を新設する場合 長さ×37,000円/m 既存の基礎を使用する場合 長さ×18,000円/m 生垣を設置する場合 長さ×3,000円/m）
のいずれか低い額	のいずれか低い額
上記の除却工事と軽量なフェンス等の新設工事を合わせた上限額は30万円です。	

手続きの流れについては裏面をご覧ください。

4 手続きの流れ

項目	申請者	横浜市										
事前相談	「事前相談票」の提出 「回答書」の受領	「事前相談票」の受付・現場調査 「回答書」の作成（「現場調査報告書」を添付）										
施工業者の選定	施工業者の選定 「見積書」の取得	施工業者は市内に本社がある事業者から選定してください。契約金額が100万円以上となる場合は、2者以上の「見積書」が必要となります。										
申請	「補助金交付申請書」の提出* 「補助金交付決定通知書」の受領	「補助金交付申請書」受付・審査 「補助金交付決定通知書」の交付										
施工業者との契約	申請者が施工業者と契約	市から交付される「補助金交付決定通知書」受領後に契約して下さい。										
工事	工事の実施・「完了報告書」の作成											
完了検査	完了検査の連絡 「完了報告書」の提出 「補助金額確定通知書」の受領	完了検査の実施 「完了報告書」の受付・審査 「補助金額確定通知書」の交付										
補助金の請求	「請求書」の提出	「請求書」の受付・内容確認										
補助金の受領	入金の確認	補助金の支出										
<p>※ 補助交付金申請に必要な書類</p> <table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 補助金交付申請書（第1号様式）</td> <td><input type="checkbox"/> 既存ブロック塀等概要図（現場調査報告書等）</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 関係権利者同意書（関係権利者全員分）（第3号様式）</td> <td><input type="checkbox"/> 除却等の範囲がわかる図面</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 納税状況調査同意書（関係権利者全員分）（第4号様式）</td> <td>（現場調査報告書等に明示したもので構いません）</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 誓約書（関係権利者全員分）（第5号様式）</td> <td><input type="checkbox"/> 【新設の場合】整備計画図、仕様書等</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 見積書（併せて施工業者が市内事業者であることを証明する書類が必要となります）</td> <td><input type="checkbox"/> その他市長が必要と認めるもの</td> </tr> </table>			<input type="checkbox"/> 補助金交付申請書（第1号様式）	<input type="checkbox"/> 既存ブロック塀等概要図（現場調査報告書等）	<input type="checkbox"/> 関係権利者同意書（関係権利者全員分）（第3号様式）	<input type="checkbox"/> 除却等の範囲がわかる図面	<input type="checkbox"/> 納税状況調査同意書（関係権利者全員分）（第4号様式）	（現場調査報告書等に明示したもので構いません）	<input type="checkbox"/> 誓約書（関係権利者全員分）（第5号様式）	<input type="checkbox"/> 【新設の場合】整備計画図、仕様書等	<input type="checkbox"/> 見積書（併せて施工業者が市内事業者であることを証明する書類が必要となります）	<input type="checkbox"/> その他市長が必要と認めるもの
<input type="checkbox"/> 補助金交付申請書（第1号様式）	<input type="checkbox"/> 既存ブロック塀等概要図（現場調査報告書等）											
<input type="checkbox"/> 関係権利者同意書（関係権利者全員分）（第3号様式）	<input type="checkbox"/> 除却等の範囲がわかる図面											
<input type="checkbox"/> 納税状況調査同意書（関係権利者全員分）（第4号様式）	（現場調査報告書等に明示したもので構いません）											
<input type="checkbox"/> 誓約書（関係権利者全員分）（第5号様式）	<input type="checkbox"/> 【新設の場合】整備計画図、仕様書等											
<input type="checkbox"/> 見積書（併せて施工業者が市内事業者であることを証明する書類が必要となります）	<input type="checkbox"/> その他市長が必要と認めるもの											

ブロック塀等の改善工事等について相談できる窓口

公益社団法人 日本エクステリア建設業協会神奈川県支部

TEL：045-620-4813 FAX：045-620-4814

エクステリアのプロ集団として、危険ブロック塀の診断・改善計画・工事までを行います

一般社団法人 神奈川県建築士事務所協会

TEL：045-228-0755 FAX：045-212-3807

ブロック塀の調査・設計等改善工事全般に関する相談を受け付けます

特定非営利活動法人 横浜市まちづくりセンター

TEL：045-315-4089 FAX：045-315-4099

電話受付:毎日10時～16時、訪問相談員派遣無料、建設業許可業者紹介、工事検査実施

一般社団法人 横浜市建築士事務所協会

TEL：045-662-2711 FAX：045-662-8981

会員による設計・工事費見積り・相談及び既存ブロック塀改修工事等受託事業者のご紹介

一般社団法人 神奈川県建物解体業協会

<http://www.kana-kaitai.or.jp/link.htm>

協会では電話対応を行っておりません。上記リンクから各会社にお問い合わせください。

横浜市建築設計協同組合（YSK）

TEL：045-662-6557 FAX：045-662-8894

お問い合わせ先

横浜市 建築局 建築防災課

〒231-0012 横浜市中区相生町 3-56-1 KDX 横浜関内ビル 12 階

TEL：045-671-2930 FAX：045-663-3255